

- 我が国の国民は高い環境意識を持っており、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていくことが必要である。
- その際、地球温暖化の最新の科学的知識を整理し、分かりやすい形で提供することはもちろんのこと、何をすることが、あるいは何を購入することがより少ない温室効果ガスの排出につながるかという具体的な削減行動に繋がる機会の提供にも積極的に取り組むべきである。このため、例えば、家庭部門の目標及び対応策を、kWh、m<sup>3</sup>、ℓなどの分かりやすい数値を用い、家庭の目線で作成することが考えられる。
- また、地球温暖化対策は多くの人々の参加を得て行うことが肝要であり、地球温暖化対策推進法に基づく全国地球温暖化防止活動推進センター、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の役割を更に強化すべきである。更に、地球温暖化対策に役立つ技術や製品に対する理解を深めるための企業と消費者との連携活動や、地球温暖化に資する活動を行なっている地域の団体や草の根の団体との協力を進めていくことにより、必要な情報が必要な者に適切に届くようにすることが有益であり、このような活動を促進する措置が講じられることが望ましい。
- このような普及啓発や情報提供の成果についても、世論調査やモニター等を活用し、年代、地域、職業別など、各層における温暖化問題に対する関心度、ライフスタイルの変化などを定期的に調査することが必要である。

### (3) 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- エネルギー供給部門、産業部門、業務その他部門、運輸部門、家庭部門等を通じて、2001年度の我が国の二酸化炭素排出量のうち約8割を企業・公共部門関連が占める。この8割の一部である公共部門については、温暖化対策推進法により、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を定めるとともに、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出量を公表すべきこととされている。一方、公共部門以外の事業者からの温室効果ガスの排出量については、これを算定・公表すべきこととする制度はない。現在、経団連は「環境報告書の3年倍増」を提言し、温室効果ガスの排出量の公表も会員企業に奨励、推進しており、こうした情報開示の取組は望ましいことである。しかし、環境省の調査によれば、二酸化炭素排出

量を公表している事業者の割合は平成14年度において約2割にとどまっている。

- したがって、企業、公共部門を通じて共通のルールを定め、温室効果ガスの排出量を算定し、さらに、行政機関が一覧性をもって各事業所、あるいは各企業、公的主体からの排出量を公表することにより、個々の事業者に削減対策の促進へのインセンティブが与えられることとなる。
- エネルギー起源二酸化炭素全体の排出が目標を達成するためには、その排出の大きな部分を占める事業者が、産業部門、業務その他部門、運輸部門等を通じて、主体的に排出削減に取り組むことが必要である。また、各事業者が排出削減対策をとる上で、まず自らが直接・間接に排出する温室効果ガス排出量を把握することは、PDCAサイクル確立の基盤として不可欠である。
- 温暖化対策を適切に推進するためには、産業の実情や事業者の負担軽減に配慮しつつ、一定規模以上の事業者からの温室効果ガス排出量について、事業者が算定し、行政機関に報告するとともに、行政機関が一覧性をもってこれを公表する制度の導入が極めて効果的である。なお、公表制度においては、企業秘密の保護は特に同業他社との関係で必要となるが、既にPRTR法や行政情報公開法により、その例はあり、法的に保護されるべき企業秘密は当然に保護される仕組みとすることが適切である。
- 制度設計に当たっては、対象となる温室効果ガスとしては、二酸化炭素に限らず、その他のガスについても可能なものは対象とすることが適切である。また、政府部内及び国と地方公共団体の間で、類似制度の調整を検討することが必要である。例えば、事業者は省エネ法に基づいて「エネルギー管理指定工場」に対して年間のエネルギー消費量の報告を義務付けられており、これとの調整を図るとすれば、各事業所毎に温室効果ガスの算定を行うとともに、企業単位での集計を行うことも考えられる。また、運輸部門について物流事業者を対象とする場合には、物流事業者と荷主の間での排出量の整理についても検討すべきである。なお、既に公表されている公共部門に属する主体からの排出量についても、併せて、一覧性をもって公表することが適切である。
- 情報の公開は、21世紀を生き抜く企業の基本をなす行動である。CSRの観点からオープン・フェア・オネストは時代のキーワードであり、こうした取組により企業と社会・消費者・市民との相互信頼の関係を構築されることが期待される。

#### (4) 自主行動計画の充実と透明性の確保

##### (自主行動計画の充実)

- 現在、日本経団連の下で各業界ごとに自主行動計画が作られており、取組が進められている。こうした取組は、各業態・企業の自主性や創意工夫を引き出す極め細かい取組となっており、これまで一定の成果を挙げてきている。自主行動計画をさらに充実させ、実効性のあるものにしていくためには、業務部門に区分される本社ビルや営業拠点における削減努力、運輸部門の荷主としての物流の効率化に向けた取組など、二酸化炭素の排出量の大幅な増加が見込まれている業務部門や運輸部門での自主行動計画の策定とその着実な実践が期待されている。

日本経団連は、産業・エネルギー供給部門と比べてこれまで取組に差異のある運輸部門及び業務その他部門についても自主行動計画の策定を関係業界に促し、その実行を確保しようとしている。また、製造業に属する企業でも運輸部門や業務その他部門の活動を行っており、産業部門のバウンダリーを超えた削減活動を評価する動きが広がっている。運輸部門及び業務その他部門の二酸化炭素排出量が増加している状況にかんがみれば、これらの分野についての対策の実行に関して、自主行動計画を策定する意義は大きい。

##### (自主行動計画の協定化と透明性の確保)

- 経団連の自主行動計画は、産業界が企業市民として社会に対してコミットしたものであると言われている。その実行の担保や透明性について保証するため、経団連として関係審議会でのレビューを受けたり、環境自主行動計画第三者評価委員会を設置して評価を行う等の努力をしている。
- 経団連の環境自主行動計画第三者評価委員会の2003年度環境自主行動計画評価報告書によれば、「自主的な取り組みは自主的であるがゆえに、その有効性を一般に理解してもらうために一層の説明責任が求められる」とともに、「自主行動計画が我が国産業界の信頼できる実績として評価されるためには、今後特に目標達成の見通しをより確実なものとしていく必要がある」としている。

こうした観点から、自主行動計画について政府との間で協定を結ぶことについて検討すべきである。また、企業の社会的責任や環境報告書、環境会計との連携について

も検討が必要である。

- なお、政府との協定に関して、同評価報告書は、「我々が理解する自主協定は必ずしも法的効果や罰則等を伴うものではない。政府もしくは独立性の高い専門機関によるデータのチェックによって、透明性、信頼性を確保するとともに、協定に基づく対策の実施を産業界の柱と位置づけ、目標が達成される限りにおいて追加的対策を講じないことが担保されれば、参加各業種のインセンティブ向上も期待できる」とされている。
- また、透明性を高めるため、算定の基礎データの公表を一層推進するとともに、同評価報告書でも指摘されているとおり、「各業種から提出された数字と国の統計との整合性の確認、計画全体の目標と各業種目標の整合性の確認、各業種目標の妥当性のチェック」等について、「専門的能力を有し、客観的な判断ができる専門機関の活用を検討」すべきである。さらに、努力を行った企業が消費者から評価される仕組みが重要であり、政府は先進的な取組を奨励・支援をすべきである。

#### (削減努力をした企業が正当に評価される仕組み)

- 経団連の自主行動計画は、一定の成果を収めているが、全体として評価する仕組みとなっていることから、個々の業界や個々の企業の努力が外から見えにくい仕組みとして機能しているおそれがある。
- 自主行動計画は努力した業界や企業の個々の取組が評価される仕組みと両立する形で機能させることも可能であると考えられる。既に企業によっては、大変な努力を始め、その成果を挙げているところが多いことを考慮し、産業「界」としての互助の精神に基づく集団としての発想から脱却し、個々の企業の自主的自立的な取組を奨励し、それらの企業が正当な評価を受ける仕組みを同時に準備しておくことが大切である。

## (5) 国内排出量取引制度

### (国内排出量取引制度)

- 国内排出量取引制度は、経済的手法の代表的なものの一つであり、市場メカニズム

を活用し、一定量の削減を実現する上での全体としてのコストを最小化する経済効率的な制度である。一定量の削減を実現する上で、取引を認めないとすれば、限界削減コストの均等化が図られず、全体としてより高いコスト負担をする結果となる。

- 国内排出量取引制度は、2005年1月からEUで導入されるほか、ノルウェー、スイス、カナダにおいても導入が予定されており、国内制度相互のリンクに関する具体的な検討も始まっている。京都メカニズムやEU排出量取引制度等の他国の排出量取引制度とリンクすることにより、排出枠価格の低下・安定化が図られ、より費用効率的に排出削減を実現することができる。
- 国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、排出が増えた場合にも排出枠を購入する等の柔軟な対応が可能な制度である。
- 我が国においては、経団連自主行動計画により、各業種で一定の目標を達成することとコミットしているが、当然、業種によって、さらに企業によって削減する企業、増加する企業がある。自主行動計画では、その間に金銭の移動はないが、国内排出量取引制度を導入すれば、定められたルールの下で市場に従った取引が行われることになる。国内排出量取引制度はEUでも導入され、カナダ等においても原単位目標をベースにした制度の導入が検討されている。我が国の制度をEU、カナダ等の国内排出量取引制度や京都メカニズムとリンクし、海外市場のクレジット等を使用できる制度とすれば、EU、カナダ等と限界削減費用の平準化が可能となる。

#### (国内排出量取引の制度設計にあたっての留意点)

- 発電用燃料以外の燃料や工業プロセスからの排出については直接排出に、電力については間接排出に着目する（電力使用者の排出責任とする）ことにより、産業部門、工業プロセス部門、業務その他部門を通じ、排出削減努力を促すことができる。
- 対象となる施設を指定して排出量取引を行う場合には、対象施設の在り方、排出枠（アラウアンス）の配分方法、不遵守時の措置といった制度の在り方などについて、今後議論を深めていく必要がある。また、制度設計の際には、行政コストをできるだけ低くすることが重要である。さらに、将来的には、国内排出量取引制度を京都メカニズムやEU排出量取引制度等諸外国の制度とリンクさせていくことが重要である。

#### (自主参加型の国内排出量取引制度)

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、自ら定めた削減目標に自主的にコミットした企業に対して、何らかのインセンティブを与えるとともに、当該削減目標を達成するために排出量取引を活用できることとするものである。イギリスでは、EU排出量取引制度の導入に先立ち自主参加・インセンティブ付与型の国内排出量取引制度を実施し、経験の蓄積と温室効果ガスの削減を図っている。我が国においても、第2ステップにおいて、自主参加型の国内排出量取引制度を実施することにより、経験の蓄積と温室効果ガスの追加的な排出削減を実現することが適当である。その際、対象となるガスとしては、二酸化炭素のみならず、削減の費用対効果の大きい代替フロン等3ガスについても、削減努力を評価する観点を含めて、対象とすべきである。
- こうした自主参加型の国内排出量取引制度は、温暖化対策への先進的取組が付加価値を生むという新しいビジネスモデルを創造していく社会実験としても位置づけられるものであり、企業の先進的な取組を奨励し、自主参加型の制度を定着・拡大させながら、今後の在り方についての条件整備を図っていく必要がある。

## (6) 温暖化対策税

- 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会が昨年8月に温暖化対策税制の具体的な制度の案を公表した。その中では、炭素トン当たり3000円程度の低率の温暖化対策税を導入し、その税収を温暖化対策に用いる案が提案されている。
- 温暖化対策税の効果としては、①化石燃料の価格上昇による価格インセンティブ効果、②温暖化対策税により生じた税収を幅広い温暖化対策に活用することによる効果、③税導入によるアナウンスメント効果の3つの効果が指摘されている。温暖化対策税が導入される場合は、①～③の効果によって、大綱に掲げられる各種の対策を実現するための有力な施策として位置付けられる。
- 大綱に掲げられる対策のうち確実性の低い各種の対策を実現する手法として経済的手法が考えられる。

温暖化対策税には、一般家庭や自動車利用までも含む温室効果ガスを排出する幅広い主体に対して公平に対策への関わりを求め得る、社会全体としてできるだけ小さなコストで、長期的・継続的に、削減対策や技術開発への一定のインセンティブが働き

続けることから我が国の環境産業の進展や環境関連技術の革新が期待できる、規制等の手法に比べて行政コストが安くて済むなどの特長を有している。

経済的手法のうち、補助金や税制優遇措置によって各種の対策を実現するためには巨額の費用がかかるものと考えられる。現在の厳しい財政状況下で、政府の一般財源からの新たな支出や別目的である特別会計からの支出の確保は困難であるが、温暖化対策税ではその税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てることが可能である。汚染者負担の原則からも温室効果ガスの排出者がこれら対策費用を公平に支払うことが適当である。

このため、経済的手法の追加に当たっては、①～③の効果を併せ持つ温暖化対策税が有力な手段であると考えられる。

- 温暖化対策税制及びこれに関連する施策に関しては、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会で議論がなされているところであり、温暖化対策税制に関しては同小委員会において上記を踏まえた検討が行われることを期待する。

## （７）夏時間（サマータイム）の導入

- 夏時間（サマータイム）は、温暖化対策の観点からは、夕方の照明や朝の冷房用電力等の節約により、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる。
- サマータイムには多面的な効果があるとされており、その導入を、ボランティア活動や観光・文化産業の支援策、労働時間の短縮やバカンス制度の導入などの諸施策と相まって推進することにより、国民の生活構造の改革を推し進め、豊かな生活を送りながら温暖化対策を進めることにつながって行くことが期待される。特に、サマータイムの検討に当たっては、かつて長時間労働に対する悪影響への懸念があった経緯もあり、地球温暖化対策の観点に加え、働く側にとってのゆとり・豊かさをめざしたライフスタイルの見直しやワークルールの観点も考慮する必要がある。
- このため、アンケート調査、パンフレットの作成、啓蒙活動、各主体との意見交換を一層、積極的に推進するとともに、国民的議論の展開を図り、合意形成を図るべきである。